

福祉用具活用時における理学療法士の役割と介護保険貸与サービス利用上の問題点

～高次脳機能障害を呈した一症例から考える～

国際医療福祉大学大学院 保健医療学専攻

福祉支援工学分野 修士課程2年 中村 静江(理学療法士)

1. はじめに

筆者は、訪問リハビリテーション（以下訪問リハ）に従事する理学療法士で、在宅で生活する障害者および高齢者に対し自立支援を、またその介護者に対し介護負担軽減を目的に、福祉用具に関する指導・助言を行い個々に応じた日常生活支援を行っている。

今回、高次脳機能障害を呈した一症例から、理学療法士の視点で利用を検討した福祉用具が、介護保険サービス対象種目であっても必ずしも導入されず、別の利用手段を用いる必要があった経験を得た。この経験から福祉用具活用時における理学療法士の役割と介護保険サービス利用上の問題点について、若干の知見を得たのでここに報告する。

2. 利用者症例紹介

A氏（58歳、男性）は受傷以前の職業はIT企業役員であった。

平成19年12月に自転車で転倒し、多発性脳挫傷と診断された。入院中の平成20年4月に左被殻出血により右片麻痺が生じ、記名力障害、見当識障害、下肢筋力低下が残っている。時に痙攣発作あり不安定な状態が継続している。最近、デイケアなどで帰宅衝動や介護者への暴言が認められ介護困難度を増している。高血糖を合併し血糖低下剤のビクトーザ皮下注などによって、徐々に体重の増加も止まっているが、更に運動での体重減量を期待し、平成24年7月に訪問リハの依頼に至った。なお、A氏の現在の介護度は5である。

3. 検討とまとめ

筆者が訪問リハを開始するにあたり、家族・利用者のニーズと利用者の心身機能のアセスメント結果を照らし合わせた結果、自立歩行が可能であると判断し、訪問リハでの歩行練習のため歩行器導入を提案した。このように専門的な視点も踏まえて、福祉用具の活用をすすめる役割が理学療法士にはあると考える。これは利用割合が高い福祉用具貸与種目に限られず、すべての福祉用具において、利用者の心身機能に合わせた使い方を提案していくことが、理学療法士の福祉用具活用に関わる大きな役割であると考えられる。

今回の症例は、理学療法士単独で利用者や家族に福祉用具を勧めるのではなく、福祉用具の利用目的を多職種と共有・理解することで連携を図り福祉用具の導入に至った。介護保険は介護給付単位による利用上限があり、単位数を越えるサービス料金は全額自己負担となるため、介護保険の性質上、生活の維持に必要なサービスが優先され、サービス内容が限定される傾向がある。

今回のケースにおいても、利用者は生活を維持するためのサービスを削ることはできず、歩行器貸与の給付単位数を確保することが困難であった。そこでケアマネジャーは介護保険による貸与サービスを断念し、リサイクル品の購入や市の社会福祉課に取り合い、有志の貸し出しをお願いするなどの方法を提案した。その結果、利用者の使用環境に適合する歩行器を購入することができ、また当該歩行器がリサイクル品であったことから、料金負担を低く抑えることができ、歩行器の利用が実現した。給付単位が足りないからといって、利用者が希望する自立歩行の可能性を諦めるのではなく、他の方法を検討し福祉用具利用実現に至ることができたケースとなった。